五 第 八 〇 号

内閣衆質一五一第八〇号

平成十三年六月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆

議

院

議長

綿

貫

民

輔

殿

衆議院議員長妻昭君提出金融庁職員の金融機関への再就職に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出金融庁職員の金融機関への再就職に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現在、 公務員制度改革の一環として、公務員の再就職に関し、 適正な再就職ルールの確立に向けて検討

を進めているところであり、お尋ねの金融庁職員の金融機関への再就職のガイドラインの作成等について

は、再就職ルールが確立した段階で、金融庁において、必要に応じて検討していくこととしたい。

なお、 金融庁の職員であった者が金融機関に再就職することによって、金融庁の行う行政が影響を受け

ることがあってはならないことは当然のことであり、 金融庁職員の金融機関への再就職については、 国家

公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)等に基づき厳正に対応しているところである。